

戸籍法・住民基本台帳法が、5月1日から改正されました

これまでは個人情報保護するため、鏡野町で定めた要綱に基づき本人確認を行っていましたが、5月1日からは法律に基づき本人確認を実施いたします。

本人確認が法定化されました

- 各種の証明書の請求や戸籍・住民異動の届出などを行う場合には、本人確認のできるものが必要です。写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。(写真つきでないものは、健康保険証・年金証書などの複数が必要となります。)
- 郵便で請求するときは、本人確認の書類を同封し、返送先は現住所となります。

戸籍の証明書・住民票の写しなどを請求するとき

- 請求できる場合が限定されました。
 1. 請求できるのは、
 - ①戸籍の証明書の場合は、本人または配偶者、直系親族の方からの請求
住民票の場合は、自己又は同一世帯の方からの請求
 - ②国または地方公共団体の機関からの請求
 - ③権利行使や義務履行に必要な場合など正当な理由がある方からの請求
 2. 代理人・使用者の方が請求される場合は、委任状が必要です。
- 正当な理由を明示してください。
 1. 請求書に、
 - ①自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍や住民票の内容を確認する必要があること
 - ②国または地方公共団体の機関に提出の必要があること
などの正当な理由を詳しく記入していただくことが必要となります。
 2. 正当な理由を証明する資料を提示してください。(写しをいただく場合があります。)
 3. 戸籍の証明書は、本人または配偶者、直系親族の方からの請求の場合、住民票の写しは、本人または同一世帯の方からの請求の場合は、理由の明示等は不要です。

戸籍の届出をするとき

- 戸籍に関する届出時においても、本人確認書類が必要です。
 1. 法律上、本人確認が必要なのは、認知・養子縁組・養子離縁・婚姻・離婚の5つの届出です。鏡野町では、以上5つの届出で本人確認を実施します。
 2. 本人確認ができなかった場合は、本人あてに届出を受理したことを通知します。

住民異動の届出をするとき

- 転入・転出・転居・世帯変更の届出時においても、本人確認書類が必要です。
 1. 異動する本人が届出をするときは、本人確認書類で本人確認をします。
 2. 代理人・使用者の方が届出をするときも、代理人・使用者の方の本人確認書類で本人確認をします。また、異動する本人の委任状が必要となります。
 3. 本人確認書類を持参していない場合や、代理人・使用者の方による届出の場合は、異動する本人に届出を受理した旨の通知を送付します。

以上が、改正された内容です。

詳しくは、鏡野町役場町民環境課町民係 電話0868-54-2984までお尋ねください。